

総社市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第22号

総社市事務分掌規則の一部を改正する規則

総社市事務分掌規則（平成17年総社市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(分課及び係)</p> <p>第2条 総社市事務分掌条例（平成17年総社市条例第6号）第1条に規定する部及び総社市社会福祉事務所設置条例（平成17年総社市条例第120号）第1条に規定する総社市社会福祉事務所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部～産業部 略 建設部 地域応援課及び土木課 略 都市計画課 都市計画係、工務係 建築住宅課 略 環境水道部 略 2 略</p> <p>(事務分掌)</p>	<p>(分課及び係)</p> <p>第2条 総社市事務分掌条例（平成17年総社市条例第6号）第1条に規定する部及び総社市社会福祉事務所設置条例（平成17年総社市条例第120号）第1条に規定する総社市社会福祉事務所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部～産業部 略 建設部 地域応援課及び土木課 略 都市計画課 都市計画係、<u>区画整理係</u>、工務係 建築住宅課 略 環境水道部 略 2 略</p> <p>(事務分掌)</p>

改正後	改正前
<p>第13条 各課，係の分掌事務は，次のとおりとする。</p> <p>総合政策部 略 総務部 総務課 行政係 略 人事係 (1)～(4) 略 (5) <u>職員の研修に関すること。</u> (6)～(10) 略 財政課～危機管理室 略 コンプライアンス推進室 (1)～(3) 略</p> <p>市民生活部～産業部 略 建設部 地域応援課及び土木課 略 都市計画課 都市計画係 (1) 都市計画事業（下水道事業を除く。以下同じ。）の計画に関する こと。 (2)～(12) 略 (13) <u>土地区画整理事業の換地及び清算等に関すること。</u> (14) <u>土地区画整理事業の指導に関すること。</u> (15) <u>土地区画整理審議会に関すること。</u> (16) <u>土地区画整理事業に係る諸施設の維持管理に関すること。</u> (17) 略</p> <p>工務係 略 建築住宅課</p>	<p>第13条 各課，係の分掌事務は，次のとおりとする。</p> <p>総合政策部 略 総務部 総務課 行政係 略 人事係 (1)～(4) 略 (5) <u>職員派遣及び人事交流に関すること。</u> (6)～(10) 略 財政課～危機管理室 略 コンプライアンス推進室 (1)～(3) 略 (4) <u>職員研修に関すること（職員派遣及び人事交流は除く。）。</u></p> <p>市民生活部～産業部 略 建設部 地域応援課及び土木課 略 都市計画課 都市計画係 (1) 都市計画事業（下水道及び<u>土地区画整理事業</u>を除く。以下同じ。） の計画に関すること。 (2)～(12) 略</p> <p>(13) 略 <u>区画整理係</u> (1) <u>土地区画整理事業の計画，換地及び清算等に関すること。</u> (2) <u>土地区画整理事業の指導に関すること。</u> (3) <u>土地区画整理審議会に関すること。</u> (4) <u>土地区画整理事業に係る諸施設の維持管理に関すること。</u></p> <p>工務係 略 建築住宅課</p>

改正後	改正前
<p>建築指導係 (1)～(10) 略 (11) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく申請の受付，審査，<u>許可等</u>及び指導に関すること。 (12) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく申請の受付，審査，<u>許可等</u>及び指導に関すること。 (13) 略 (14) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）</u>に基づく申請の受付，審査，許可等及び指導に関する<u>こと。</u> (15) 略 営繕住宅係 略 環境水道部 略</p>	<p>建築指導係 (1)～(10) 略 (11) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく申請の受付，審査及び指導に関すること。 (12) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく申請の受付，審査及び指導に関すること。 (13) 略 (14) 略 営繕住宅係 略 環境水道部 略</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。